附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和五年六月九日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による写真の提出については、これらの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による受験願書、申請書その他の文書については、この省令による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

○国土交通省令第四十七号

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の一部の施行に伴い、並びに海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条第二項（同法第十九条の三第二項及び第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、第三項及び第四項（同法第十九条の三第二項及び第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定並びに同法第五条第三号及び第五号（これらの規定を同法第十九条の三第二項及び第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、同法第十九条の三第三項において準用する同法第十条の三第一項、第二項本文、第四号及び第五号並びに第五項、第十一条第一項、第十五条第一項、第十九条の二の二並びに第十九条の二の三、同法第二十二条並びに同法第二十三条において準用する同法第八条第一項、第九条第一項、第十条、第十条の三第一項、第二項本文、第四号及び第五号並びに第五項、第十一条第一項、第十九条の二の二並びに第十九条の二の三の規定に基づき、並びに同法を実施するため、海上運送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

海上運送法施行規則の一部を改正する省令

海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　（略） 第二章　船舶運航事業 第一節　定期航路事業 第一款　旅客定期航路事業（第二条―第十九条の四） 第二款・第三款　（略） 第二節～第五節　（略） 第三章～第十章　（略） 附則 （一般旅客定期航路事業の許可申請） **第二条**　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号。以下「法」という。）第三条第一項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者（以下この条において「一般旅客定期航路事業許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した一般旅客定期航路事業許可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。 一　（略） 二　一般旅客定期航路事業許可申請者が法人（地方公共団体を除く。以下同じ。）である場合は、その役員の氏名 三　次に掲げる事項を記載した事業計画 イ～ハ　（略） 四　次に掲げる事項を記載した船舶運航計画（指定区間を含む航路において当該事業を営もうとする場合に限る。） イ～ニ　（略） 2　前項の一般旅客定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の一般旅客定期航路事業について一般旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の一般旅客定期航路事業についての一般旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。 一　次に掲げる事項を記載した書類 イ　当該申請が法第四条各号に掲げる基準に適合する旨の説明 ロ　創業に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を明示した資金計画（一般旅客定期航路事業許可申請者が法人である場合は、第三号の書類をもつて代えることができる。） ハ　法第十条の三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要並びに同条第四項の規定により安全統括管理者及び運航管理者に選任しようとする者の略歴 ニ　（略）	目次 第一章　（略） 第二章　船舶運航事業 第一節　定期航路事業 第一款　旅客定期航路事業（第二条―第十九条の五） 第二款・第三款　（略） 第二節～第五節　（略） 第三章～第十章　（略） 附則 （一般旅客定期航路事業の許可申請） **第二条**　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号。以下「法」という。）第三条第一項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般旅客定期航路事業許可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。 一　（略） 二　法人（地方公共団体を除く。以下同じ。）である場合は役員の氏名 三　事業計画 イ～ハ　（略） 四　船舶運航計画（指定区間（法第二条第十一項の指定区間をいう。以下同じ。）を含む航路において当該事業を営もうとする場合に限る。） イ～ニ　（略） 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に又は同一所轄地方運輸局長を経由して二以上の一般旅客定期航路事業について一般旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の一般旅客定期航路事業についての一般旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。 一　次に掲げる事項を記載した書類 イ　当該申請が法第四条各号に規定する基準に適合する旨の説明 ロ　創業に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を明示した資金計画（申請者が法人である場合は、第三号の書類をもつて代えることができる。） ハ　届出をしようとする安全管理規程の概要並びに安全統括管理者及び運航管理者に予定されている者の略歴 ニ　（略）